

道路占用協議・申請システムサービスの利用に関する規約

この規約は、GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会（以下、「GIS官民協議会」という）の運営主体 である一般社団法人大阪府測量設計業協会（以下、「システム管理者」という）がインターネットを使用して提供する「道路占用協議・申請システムサービス」（以下、「本システム」という）の利用について定めるものである。

第1条（適用範囲）

- 1 この規約の適用範囲は、本システムにより提供される各種コンテンツの利用を含む一切の行為とする。
- 2 システム管理者が本システム上で提示する取決めや注意事項は、それぞれ本規約の一部を構成するものとする。

第2条（利用申請及び利用承諾等）

- 1 本システムの利用は、道路占用事業者（協力事業者の利用は道路占用事業者を通じた申請である場合に限る）からの利用申請書によりその旨をシステム管理者へ申請するものとする。
- 2 システム管理者は利用申請が適当であると認める場合は、本システム利用者識別番号（以下「ユーザID」という）及びパスワードを設定するものとし、その交付をもって利用承諾とする。
- 3 交付されたユーザID及びパスワードは利用者（道路占用事業者は、利用を承諾した協力事業者及び利用グループ傘下のユーザを含む）の責任において適切に管理するものとし、使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、システム管理者は一切その責を負わないものとする。
- 4 システムの利用が不要となった際は、道路占用事業者は速やかに管理しているユーザ及び協力事業者の削除申請を行うものとする。

第3条（利用料及び設備費）

- 1 利用者は、別表の規定による本システムの利用料をシステム管理者に支払うものとする。
- 2 利用者が本システムを利用するに当たって必要とする装置（ソフトウェアを含む）及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は利用者が負担するものとする。

第4条（本システムの変更・中断・終了）

- 1 利用者は、停電及び天災等の不可抗力その他のやむを得ない理由により中断する場合に、本システムの提供を一定期間中断する可能性があることを了承する。ただしシステム管理者の保守作業のために、本システムの提供を一定期間中断する場合は、システム管理者は可能な限り事前に利用者へ本システム上への表示その他の方法にて通知することとする。
- 2 システム管理者は、業務上又は技術上等の理由から本システムの使用を変更及び利用の中

断、若しくは運用を終了することがある。ただし、本システムの運用を終了する場合、終了の3か月前までに利用者に対して通知するものとする。

3 システム管理者は、第1項又は第2項により、利用者が被ったいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとする。

第5条（禁止行為）

利用者は、本システムを利用するに当たり、以下の行為を行ってはならない。

- 1 本システムを不正の目的を持って利用すること
- 2 システム管理者の承諾なしに、道路占用業務の効率化及び工事の安全性向上に資する目的以外に利用すること
- 3 本システムを利用するユーザの権利（IDパスワードを使用しシステムにログインすることを含む）を、無断で第三者に譲渡すること
- 4 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- 5 システム管理者又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 6 システム管理者又は第三者を誹謗及び中傷、又プライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 7 その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

第6条（本システムの利用停止）

システム管理者は、利用者が次のいずれかに該当する行為をした場合、本システムの利用を停止することができる。

- 1 利用料の支払が遅滞した場合
- 2 本規約に違反する行為又は本規約の禁止事項に該当する行為があった場合

第7条（利用の解約）

利用者が本システムの利用を取りやめる場合、利用の取りやめを希望する月の1月前までに、システム管理者に対して別に定める解約通知書により本システムの利用を解約することができる。

- ① この場合、支払い済みの利用料があった場合は、解約月以降の利用料について当該利用者に払戻しするものとする
- 2 前項にかかわらずシステム管理者は、次の場合利用者の承諾なしに本システムの利用を解約することができる。
 - ① 前6条の各項に該当することによる利用停止の原因が3ヵ月経過しても解消されない場合
 - ② 本システムを、反社会的勢力を利用する目的で利用又は利用しようとしていることが判明した場合は直ちにシステムの利用を停止し、利用を解約する（注1）
 - ③ 前①②号による解約に伴う利用料の払い戻しは行わないものとする

第8条（免責）

- 1 システム管理者は、利用者が本システムを利用することにより得た情報等におけるすべての保証責任について一切負わないものとする。
- 2 システム管理者は、本システムの利用に起因する利用者の逸失利益や第三者から利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても一切その責を負わないものとする。

第9条（規約の改正）

システム管理者は、本規約を変更することがあります。本規約の変更については、ウェブサイトに公開するなどの方法により、変更後の規約を掲載することで通知したものとします。

第10条（セキュリティポリシー）

本システムの運営についてシステム管理者は、運営主体である一般社団法人大阪府測量設計業協会のセキュリティポリシーに基づき適切に運営するものとします。

第11条（相互協力）

本システムの利用者とシステム管理者は、本システムの運用及び普及・改良に関して相互に協力するとともに、本規約の内容及び本システムの運用についての疑義が生じた場合は、利用者とシステム管理者が誠意をもって協議し、疑義の解消について相互に協力するものとする。

第12条（合意管轄）

本規約に関するシステム管理者利用者間の訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（準拠法）

本規約の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。

附測

- ・本規約は平成29年4月1日より適用する。
- ・令和3年3月31日 別表改正（別表【1】1）1 グループ規定を追記）

注1、反社会的勢力とは「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」（企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ 平成19年6月19日）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、に記載する集団又は個人をいう。

別表)

道路占用協議・申請システムサービスの利用に関する規約第3条第1項 関係

【1】 道路占用協議・申請システムサービスの内、「埋設物調査システム」の利用料は次の通りとする。

<p>1)、利用料</p> <p>1、依頼申請用ユーザID一件につき 月額 5,000円</p> <p>*同一事業者内の同一グループ内に、複数ユーザIDを設けた場合も、1グループを1ユーザとみなす。</p> <p>但しユーザIDの設定は次のA方式又はB方式の何れか一つを選択するものとする。</p> <p>①A方式=原則として道路管理者所管の区域につき一つのIDとする。(年間利用数制限なし)</p> <p>②B方式=利用区域内における調査依頼の申請件数の合計が年間30件に満たない事業者は、同一IDにより複数の道路管理者の所管区域の調査依頼申請に使用することが出来る。</p> <p>但し、年度の使用件数及び当該年度における使用件数が30件を超えた場合は、その月から月額5,000円を追加した利用料とする。さらに30件超えるごとに同様とする。</p> <p>2、回答のみの利用は、A方式及びB方式にかかわらず無償とする。</p> <p>回答者には回答のみ利用可能なID及びパスワードを交付する。</p> <p>*この場合のIDは依頼申請の方式と同様とするが、回答にかかる利用数の制限は行わない。</p>
<p>2)、利用料の支払い</p> <p>①利用料は、年度(4月～翌年3月)の始めに年間の使用料を一括してシステム管理者へ支払うものとする。年度の途中からの利用については、当該年度に限り利用開始月から年度末までの利用料を一括して支払うものとする。</p>

【2】 道路占用協議・申請システムサービスの内、GIS官民協議会の構成員による「調整会議システム」の利用料は当面无償とする。